

>>>>ダウンロード<<<<<

○多治見市児童館等指定管理者候補団体選定及び評価委員会設置要綱

平成22年5月24日告示第107号

改正

平成23年3月31日告示第103号

令和元年10月1日告示第217号

多治見市児童館等指定管理者候補団体選定及び評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年規則第62号）第5条の規定に基づき、多治見市児童館の設置及び管理に関する条例（昭和40年条例第9号）第1条第2項に規定する児童館及び多治見市小泉交流センターの設置及び管理に関する条例（令和元年条例第22号）第1条に規定する多治見市小泉交流センターの指定管理者候補団体（多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第26号。以下「条例」という。）第5条に規定する候補団体をいう。以下「候補団体」という。）を公正かつ適正に選定し、及び指定管理者の管理の評価をするため、多治見市児童館等指定管理者候補団体選定及び評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 選定基準（条例第5条に掲げる選定の基準をいう。）に関すること。
- (2) 候補団体の選定に関すること。
- (3) 指定管理者による管理の評価に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 民生児童委員又は主任児童委員 2人以内
- (2) 学識経験者 2人以内
- (3) 保育園長会代表
- (4) 幼稚園長会代表
- (5) 教育推進課長
- (6) その他市長が必要と認めた者

3 委員会は、必要があると認めるときは、有識者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴取し、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後最初の委員会は、市長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、委員会で審議した結果については速やかに市長に報告するものとする。

(除斥)

- 第7条 次に掲げる者は、第2条第2号に規定する所掌事項に関し、議事に参加することができない。
- (1) 自己が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は精算人である法人が申請者(条例第5条に規定する申請者をいう。以下同じ。)にある者
 - (2) 自己と雇用関係にある団体又は自己が構成員である団体が申請者にある者
 - (3) 父母、祖父母、配偶者、子、孫又は兄弟姉妹が前2号の規定に該当する者
- 2 前項の規定は、第3条第3項の規定による意見又は説明の聴取を妨げない。
- 3 前2項の規定は、現に指定管理者である法人、団体等と関係のある者について準用する。この場合において、これらの規定中「第2条第2号」とあるのは「第2条第1号から第3号まで」と、「申請者にある者」とあるのは「現に指定管理者である者」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部子ども支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成22年5月25日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第103号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月1日告示第217号)

- 1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の要綱の規定により委嘱又は任命されている委員は、この告示による改正後の要綱の規定により委嘱又は任命されている委員とみなす。